

事 務 連 絡
令和 5 年 3 月 30 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

特別調整交付金交付基準（その他特別の事情がある場合）の
申請様式の統合について

特別調整交付金交付基準（その他特別の事情がある場合）の詳細内容については、毎年 10 月下旬にお示ししているところですが、「令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 4 年 12 月 20 日閣議決定）を踏まえ、令和 5 年度特別調整交付金交付基準（その他特別の事情がある場合）における項目について、下記のとおり取り扱うこととしたため、お知らせします。

都道府県におかれましては、内容について了知いただくとともに、貴管内市町村（特別区を含む。）への周知のほど、お願いいたします。

記

令和 4 年度特別調整交付金交付基準（その他特別の事情がある場合）（以下「令和 4 年度交付基準」という。）の次の項目については、同 5 年度特別調整交付金交付基準（その他特別の事情がある場合）において申請様式を統一することとする。

1. 様式を統一する項目（各項目の番号は、令和4年度交付基準における番号を記載）

○6（3）⑥ 臓器提供の意思表示に係る被保険者証等の様式変更等に要した費用があること。

「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う国民健康保険被保険者証等の様式変更に関する事務の取扱いについて」（平成22年5月17日）厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡に基づき、臓器提供の意思表示に係る被保険者証等の様式変更等に要した費用があること。

ア 制度周知用チラシ、パンフレット等の作成に要した費用があること。

ただし、郵送費は除く。

イ 意思表示した内容を保護するシールの作成に要した費用があること。

ただし、郵送費は除く。

ウ 被保険者証等の様式変更等に要した費用、または、臓器提供意思表示シールの作成に要した費用があること。ただし、被保険者証等の作成費用は除く。

また、臓器提供意思表示シールの郵送費（他の郵送物に同封する場合は重量増加分）があること。

○6（3）⑦ 医療機関における適正受診に係る普及啓発に要した費用があること。

「医療機関における適正受診に係る普及啓発について」（平成22年4月26日厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）に基づき、医療機関における適正受診に係る普及啓発に要した費用があること。ただし、郵送費は除く。

○6（3）⑫ 柔道整復師の施術の療養費の適正化への取組に要した費用があること。

「柔道整復師の施術の療養費の適正化への取組について」（平成24年3月12日保医発0312第1号、保保発0312第1号、保国発0312第1号、保高発0312第1号）厚生労働省保険局医療課長、保険課長、国民健康保険課長、高齢者医療課長通知に基づき、多部位、長期又は頻度が高い施術を受けた被保険者等への調査（調査を民間会社等に委託した場合を含む。）及び保険適用外の施術についての周知広報（パンフレット等作成費用）に要した費用があること。ただし、郵送費は除く。

○6（3）⑭ 海外療養費及び海外出産に係る出産育児一時金の不正請求対策等に要した費用があること。

「海外療養費の不正請求対策等について」（平成 25 年 12 月 6 日保国発 1206 第 1 号）及び「海外療養費及び海外出産に係る出産育児一時金の支給の適正化に向けた対策等について」（平成 31 年 4 月 1 日保国発 0401 第 2 号）厚生労働省保険局国民健康保険課長通知に基づき、ポスターやリーフレット、ホームページ等での周知・広報に要した費用、海外療養費及び海外出産に係る出産育児一時金の支給申請に対する審査業務等（翻訳業務や現地の公的機関・医療機関等に対する照会業務）を都道府県国民健康保険団体連合会等へ委託した場合、委託に要した費用があること。

2. 統一後の申請様式における申請方法

統一後の申請様式は、令和 4 年度交付基準における「制度改正等によるシステム改修等に要した費用があること」の申請様式（様式 AR-2）と同様の形式とする。

（1）統一後の申請様式において申請対象となる周知広報費用

- 臓器提供の意思表示に係る被保険者証等の様式変更等に関する制度周知用チラシ、パンフレット等の作成に要した費用
- 医療機関における適正受診に係る普及啓発に要した費用
- 柔道整復師の施術の療養費の適正化への取組に係る保険適用外の施術についての周知広報（パンフレット等作成費用）に要した費用
- 海外療養費及び海外出産に係る出産育児一時金の不正請求対策等に係るポスターやリーフレット、ホームページ等での周知・広報に要した費用

（2）周知広報費用に係る申請方法

①（1）の周知広報について、1つの項目のみをパンフレット等に掲載した場合

（1）の各項目について、令和 4 年度交付基準における周知広報費用に係る申請欄を、統一後の申請様式に移行予定のため、令和 4 年度と同様の申請欄において申請を行う。

なお、各項目の周知広報に係る交付限度額については、令和 4 年度と同額とする。

②（1）の周知広報について、複数の項目を同一のパンフレット等に掲載した場合

複数の項目における周知広報費用の合算額に係る申請欄を、統一後の申

請様式に新設予定のため、合算額に係る申請欄において申請を行う。

なお、合算額に係る交付限度額については、(1)の各項目における交付限度額を合算した額とする。

(3) 周知広報以外の費用に係る申請方法

(1)の各項目について、令和4年度交付基準における周知広報以外の費用に係る申請欄を、統一後の申請様式に移行予定のため、令和4年度と同様の申請欄において申請を行う。

なお、各項目の周知広報以外の費用に係る交付限度額については、令和4年度と同額とする。